

2. 協議会で議論する計画について

(1) 地域公共交通網形成計画（H27 年度末を目途）

網形成計画とは、「地域にとって望ましい公共交通網のすがた」を明らかにする「マスタープラン（ビジョン+事業体系を記載するもの）」として役割を果たす。

地方公共団体が協議会を開催しつつ、交通事業者等との協議の上で作成する。

○策定のメリット

- ①地域公共交通政策の憲法（ビジョン、事業実施の根拠の共有化）
- ②まちづくりとの連携強化（土地利用との整合）
- ③関係者間の連携強化（法定協議会を通じた関係者間の調整）
- ④公共交通担当者の「遺言」（政策の継続性）

地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画策定のための手引き【平成 27 年 5 月 国土交通省】より

(2) 関連する計画の策定

○BRT 事業計画（H27 年度末を目途）

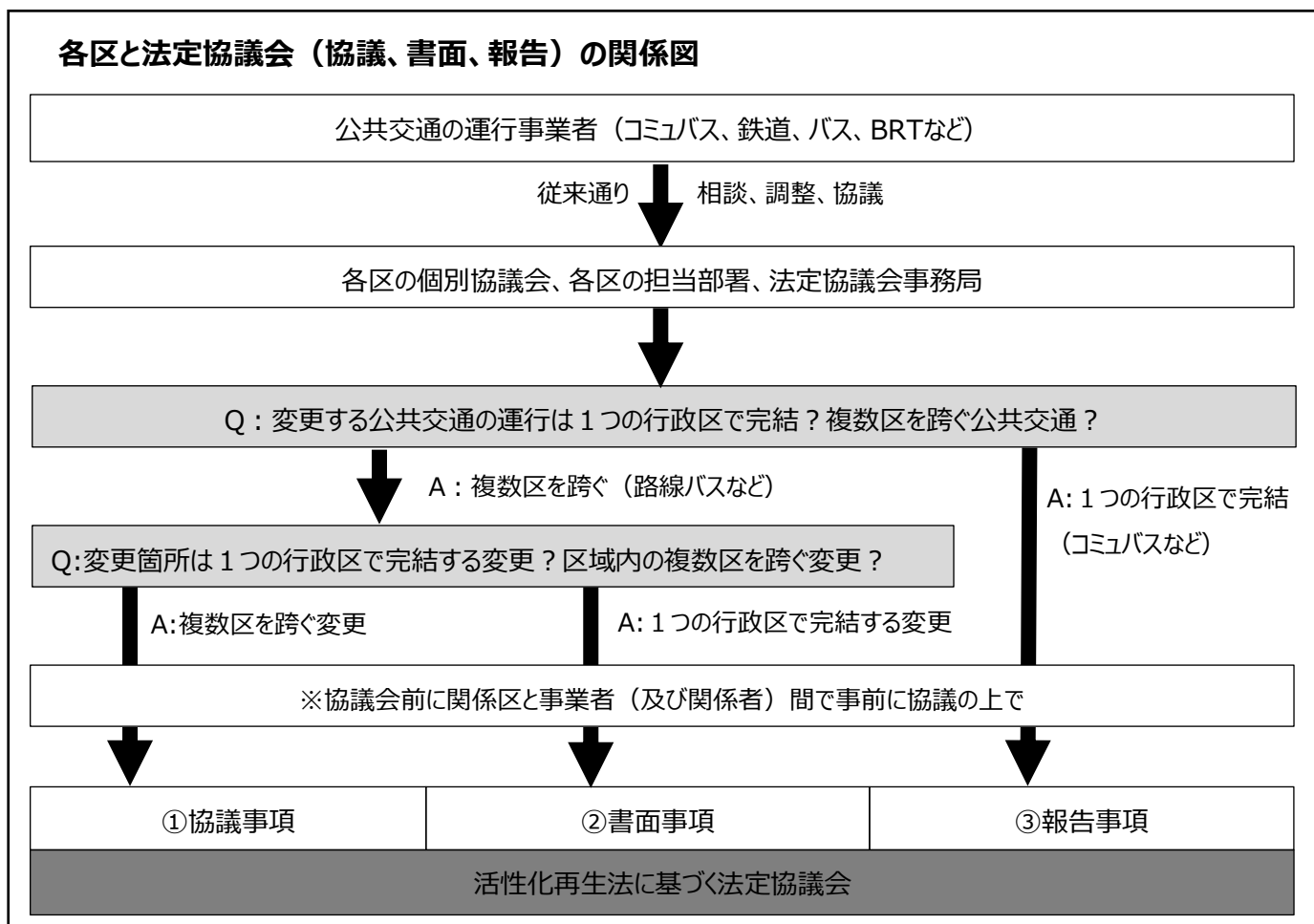
都心と臨海副都心とを結ぶ BRT に関する基本計画に即して、運行事業である京成バス株式会社と詳細な検討により策定する。

<事業計画の構成>

- ①コンセプト、トータルデザイン
- ②事業スキーム（事業者と新会社）
- ③ルート・停留施設（位置、ベイ形状、停留所機能）
- ④運行計画（運行時間帯、時刻表等）
- ⑤車両計画
- ⑥関連施設計画（車庫、営業所、水素ステーション等）
- ⑦運賃收受方法
- ⑧BRT 優先システム（PTPS、BRT 専用・優先レーン）
- ⑨新技術の活用（正着システム等）
- ⑩他モード連携、街づくり連携
- ⑪接遇、社員募集、社員教育、安全対策
- ⑫BRT 事業が与える社会環境への影響や便益等の考え方について
- ⑬推進体制、スケジュール

3. 法定協議会と各区協議会・各区担当部署との関連について

- ①協議議決事項 網形成計画の作成及び変更（②書面決裁事項、③報告事項を除く）。
その他、会長が必要と認める事項。
- ②書面議決事項 緊急を要するとき又は会長が必要と認めるとき。
複数区を跨いで運行を行う公共交通（BRT、路線バスなど）の変更のうち
1つの行政区で完結するものに伴い、網形成計画を変更する場合。
- ③報告事項 1つの行政区で完結する運行を行う公共交通（コミュバスなど）の変更に伴い、
網形成計画を変更する場合（関係区が、会議前に公共交通事業者と協議の上、
会議へ報告。）。



4. 事業実施に向けた計画について

○道路運送高度化実施計画（H28年度～）

- 運行事業者が策定し、国からの認定を受けることができる
- 認定を受けることにより、BRT等の運行を行う新設事業運営会社が、国等からの出資を受けることができる

○地域公共交通再編実施計画（H28年度～）

- 地方公共団体が事業者の同意のもとに策定し、国からの認定を受けることができる
- 認定を受けることにより、手続きのワンストップ化などの特例を受けることができる